

京都市告示第 6 1 号

都市計画法（以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更したので、法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和 7 年 4 月 8 日

京都市長 松井 孝治

1 地区計画の名称

向島国道 1 号周辺地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市伏見区向島大黒、向島新大河原の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）